

多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会 令和元年度第4回 会議録

日 時	令和元年8月21日(水) 18:00~20:00	場所	多摩市役所 301 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	小川、田川、佐藤、須崎、奥田、高橋、市川、折笠、木村、瀬尾、中原、川崎、永井	
	障害福祉課 (事務局)	阿部市長、小野澤部長、松本課長、田島課長、五味田係長、曾山主査、鈴木主査、神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	大石	
記録者	事務局		
項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 多摩市としての条例をつくるにあたっての考え方 3. 多摩市としての条例の特徴・方向性について 4. (仮称)多摩市障がい者差別解消条例構成案について 5. 閉会 		
	詳細		
1. 開会	<p>【委員長】</p> <p>第4回多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会を開催する。今回の会議の獲得目標は① 条例の特徴・方向性を共有すること、② ①を踏まえて、構成案に入れる項目(特に第6~9条)について意見をいただくことである。今回からより具体的な内容に入っていきたい。まずは多摩市としての条例をつくるにあたっての考え方について事務局に説明をしていただく。</p>		
2. 多摩市としての条例をつくるにあたっての考え方	<p>【事務局】</p> <p>まずは資料の訂正。4 ページ『条例をつくる上での考え方』の一行下。事前に委員に資料を送付させていただいたが、「この条例は、障がい者の権利を守るための条例であるが、それを実現するためには市民・事業者がこの条例を受け入れ、条例の内容を推進してもらい必要がある。」の文面が、障がい者から見ると『受け入れてもらわなくてはならない』と捉えられ、表現が差別的であるという意見をいただいたので、「この条例は、障がい者の権利を守るための条例であり、それを実現するためには市民・事業者がこの条例を理解してもらい必要がある。」に訂正をお願いします。</p> <p>それでは説明に入る。資料の3 ページ。多摩市としての条例をつくるにあたっての考え方について。今回の委員会から条例の内容を検討していくことになるため、資料1で条例をつくるにあたっての考え方を示し、資料2では事務局が考えた多摩市としての条例の3つの特徴について説明する。</p>		

障害者差別解消法と東京都障害者差別解消条例が定めていることとして3つ要点を挙げた。要点の一つ目として、差別解消法について。差別の禁止や合理的配慮の提供について法律の中で定めているが、具体的な対応については対応要領・対応指針(役所や事業者が差別をなくすためにすることをまとめたもの)をつくることを法律で決め、その対応要領・対応指針の中で具体的な方法について書き込み、法律と対応要領・対応指針の二本立てで差別解消の取組みが進むようにという構成になっている。次に要点の二つ目について。差別解消法が地方公共団体にするように求めていることは主に次の4つ。Ⅰ.差別をなくすために必要な施策を決めて実施すること。多摩市としては、条例をつくること自体が差別をなくすために必要な施策の一つであると考えている。Ⅱ.職員対応要領の規定。多摩市では平成28年度に策定済み。Ⅲ.相談体制と紛争の防止・解決の体制整備。こちらは他の自治体と同じような内容で多摩市でも定めていきたいと考えている。Ⅳ.国民の障害理解を深める啓発活動。多摩市としてはこれを大きな目玉にしたいと考えている。最後に要点の三つ目について。東京都の条例では、上記Ⅲの「相談体制と紛争の防止・解決の体制整備」について条例で具体的に決めていることを特徴にしている。多摩市の条例で一番大きな特徴にしたいことは「障害理解を深める啓発活動」である。理由としては、第一回市民委員会でも説明したように、障害について色々な人に知ってもらう取組みをしていくことは、市民や事業者が一番近い基礎自治体の強みと言えること、アンケートを通じて「障害や障がい者について知らない・分からない」といった意見が多く挙げられていたということ、障がいのある人もない人もお互いのことをよく知って歩み寄る、「相互理解」がキーワードとして市民委員会でも意見が出たこと、以上のことから「障害理解を深める啓発活動」を一番の特徴にしたいと考えている。条例をつくる上での考え方は「市民や事業者が理解しやすい条例にしていくこと」「理解していただくために『障害理解を深める啓発活動』『相互理解』についてはある程度具体的な文言を条例の中に書き込み、『合理的配慮』については各場面での合理的配慮を全て条例の中で示すと重点的なポイントが分かりづらくなってしまいう可能性がある」との大きく2つ。以上をまとめると、多摩市の条例では、差別を解消していくために障害理解を進めることを打ち出し、その取組みをできる範囲で具体的に入れ込んでいきたい。市や事業者が生活のいろいろな場面でしなければならない合理的配慮の内容については、行政計画等(多摩市障がい者基本計画)に盛り込んでいく。この条例と行政計画等を一体のものとして実行する(法律と同じような形をとる)ことで、障がい者差別をなくしていきたいと考えている。5ページの中盤以降、障害者差別解消法と東京都障害者差別解消条例の内容については参考にご覧ください。資料1の説明は以上。

【委員長】

基本的な考え方の説明であったが、質問や意見はあるか。

無いようなので、この後に具体的に話を進めていく中で立ち戻る必要があれば基本的な考え方について議論することとする。「2. 多摩市としての条例をつくるにあたっての

<p>3. 多摩市としての条例の特徴・方向性について</p>	<p>考え方」についてはご了解をいただいたと思うので、続いて「3. 多摩市としての条例の特徴・方向性について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>資料7ページ、ルビ版9ページの資料2をご覧ください。「多摩市における条例の特徴・方向性」というところで条例の中身の方向性を3つのポイントで説明する。</p> <p>ポイント1：「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」という差別だけでなく、「障がい者自身が差別だと感じることもなくしていくことを目指す。</p> <p>「障がい者自身が差別だと感じること」の具体例として「道を歩いている、子ども連れの母が、『あなたも言うことを聞かないとあの人(車いすの息子を指して)みたいになるわよ』と子どもに言っていた」「障害のある足をジロジロ見られて嫌な思いをした」「バスでお金を払うときに障害者手帳を見せると、運転手に面倒くさそうな顔をされる」等があり、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」だけでなくこのような事もなくしていきたいと考えている。アンケートでは「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」に当てはまらないような、道ですれ違う人の思いやりのない言葉、障害について知らない・分からないという理解のなさなどを差別だと感じるという声があった。そこで、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供という法律で決められている最低限のレベルだけではなく、暮らしやすいまちにするためにはもう一歩踏み込んで、「障がい者自身が差別だと感じることもなくしていく必要があるというのが事務局の考え。これを条例にどう書くかについては、差別の定義は差別解消法や東京都の条例と同じ「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つにして、「障がい者自身が差別だと感じることは定義には入れず、他の項目で多摩市の姿勢が分かるようにしたい。なぜなら「障がい者自身が差別だと感じることは、その人の感じ方によるもので、定義することが難しいため。他の項目でどのように入れ込むかということについて、例えば基本理念に「障がい者の生きづらさや思いを理解して差別解消に取り組んでいくこと」という内容を入れる、合理的配慮に「市・事業者・市民それぞれに規定する役割を認識して相互理解の取組みに努めること」という内容を入れる、相互理解の促進に「差別は直接的に行われるだけでなく、間接的に行われることがあることを理解するように努める」「障がいのある人の生きづらさ及び思いを理解し、障がいのある人及び家族に対する理解を深めることに努める」というような条文を入れることで市の考えを示していきたいと考えている。</p> <p>ポイント2：障がい者が差別だと思う出来事が起きたときや、障がい者が必要な配慮を求めたときに、市・事業者・市民がちゃんと調整・対応して解決できるようにする。</p> <p>障がい者から「これは差別だ」と言われたり、必要な配慮を求められたりしたときに、市・事業者・市民がきちんと調整・対応して解決できるようにする必要があるが、国の法律や都条例では、具体的に何をすれば良いのかが分かりづらい。そのため、合理的配慮のポイントでもある「お互いにちゃんと話し合っ、解決する方法を見つける」ということを、条例に分かりやすく書きたいと考えている。なお、合理的配慮について、色々</p>
--------------------------------	--

な生活の場面での具体的な取組みについては、障がい者基本計画をはじめとする行政計画等に具体的に盛り込んでいきたい。条例にどう書くかというところで、例えば合理的配慮の項目のところで「障がい者が発信しやすい環境を整えること」「障がい者から必要な配慮について伝えられたときに、きちんと話を聞き、対応すること」「市・事業者・障がい者、お互いが建設的な対話に努めること」というような条文を入れていきたい。また、市の責務に「行政計画等に差別解消に関する施策について定め、総合的に実施していく」という文言を入れていきたい。

ポイント3：障がい者が差別だと思える出来事が生じないように、日頃からの「相互理解」を進める。

ポイント2は、差別的な出来事が起きたとき・障がい者から声が上がったときにどう解決するかという内容だが、そもそも差別が起こらない、配慮が当たり前になるように、障害・障がい者への理解を広める必要がある。これについて、障害のない人が障害・障がい者のことを理解するだけではなくて、障がいのある人も障がいのない人のことを理解する「相互理解」が大切だという意見が市民委員会等でも上がっており、この相互理解を多摩市の条例の柱にしたいと考えている。条例にどう書くかというところで、基本理念に「相互理解が差別解消の根幹である」ということを示したい。また、「相互理解の促進」という項目を設けて、障害理解を深めるための取組みを実施する旨を書いたり、障がいのある人となない人又は障がいのある人同士の交流の機会の場を設ける旨を書き込んでいきたいと考えている。資料2の説明は以上。

【委員長】

国で法律が定められ、都で条例が定められ、各分野について各省庁が指針を出している中で、市が条例として何を定めるのかというのはかなり難しい仕事。その中で多摩市として特徴を出していくための3つのポイントを出していただいた。多摩市としての条例の特徴、方向性について何か意見はあるか。

【委員】

8ページ(3)条例にどう書くか「たとえば」の第6条⑥「障がい者から意思の表明がなくとも合理的配慮が当たり前のまちななるよう」の箇所が「たとえば」の文ではあるが少し気になった。精神障害・発達障害の人は一見わからない。表明がないと理解しづらい。例えば、うつ病の方でスーパーで働いている人がいる。一見すごく働けそうであるが、本人は内心不安で仕方がなく、認知機能が下がっていて指示がないと動けない。周りの配慮がないとうまく動けない。やはり表明が必要。「障がいのある方個々に応じて合理的配慮が当たり前のまちななるよう」という表現が良いのではないか。

【委員長】

表明をしないとわかりにくい障がいを持っている方もいるので文言に少し工夫が必要だという意見。参考にさせていただく。他にあるか。

<p>4. (仮称)多摩市障がい者差別解消条例構成案について</p>	<p>【副委員長】</p> <p>9ページ(2)条例にどう書くか「たとえば」の3つ目。「また、障がい者も、障壁を解消するために必要な対応について、合理的配慮を提供する側と相互に納得のできる結論が得られるよう、建設的な対話に努めること」とあるが、障がい者にも必要な対話について相互理解をするために合理的な対話に努めることを求められたとき、自分が差別に感じたことを言えない人のほうが多い。その中で「対話に努めること」というような強い口調で書かれていると厳しい。多摩市が相互理解を強調したいのであれば「一人一人の障害に向き合っていく」というような文言を入れたいのでは。「対話に努めること」という文言ではなく、「事象が起きたときはお互いに向き合って話し合ったうえで合理的配慮ができるよう対話をしていく」という言葉に変えたほうが良いと思う。建設的な会話をするときには介護者が代弁したり、言語障害の方が意思連絡装置を使うなど、様々な配慮がないと意見を言えない人や精神障害のため差別されて嫌だという思いを伝えることが難しい人もいて、一人一人障害は異なる。ここで障がい者側にも対話を「努めること」というのは強い感じが受けられる。双方の理解を深めるのであれば「個々の障がい者に応じて納得いくまで合理的配慮がどのように実現できるかを話し合う」というような内容を入れないと。一人一人の障がい者に向き合っていきますよという多摩市の大事な姿勢を示していったほうが良いのではないかなと思う。</p> <p>【委員長】</p> <p>他に意見や質問はあるか。</p> <p>「3. 多摩市としての条例の特徴・方向性について」も基本的小さくご了解をいただいたと思う。それでは続いて、(仮称)多摩市障がい者差別解消条例構成案について事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>資料11ページ、ルビ版15ページの資料3をご覧ください。多摩市障害者差別解消条例の構成案の具体的な検討に入っていくということではまず項目立てについて説明する。第2回委員会の際に示したものと大きな変化はなく、第1条から第17条まで項目を立てている。これで決定ではなく、構成自体も順番の入れ替わり等があると考えている。今回は第6条～第9条を主に意見をいただきたい。第6条～第9条は、条文としてではなく、内容の要素として記載している。細かな文言の検討ではなく、「この内容が足りないので追加してほしい」「この内容は入れない方がよい」などの意見をいただきたい。第6条～第9条以外のところは条文の要素ではなく、条文として記載しているものや、現在検討中のため現段階での案を記載しているものになる。それでは資料4をご覧ください。条例をどのように考えているかということ事務局から説明する。まずは第6条合理的配慮から説明する。「市・事業者は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしなければならない」「市民は社会的障壁の除去の実施について合理的</p>
------------------------------------	---

配慮をするように努めなければならない」の2つを概ね他の自治体は規定している。多摩市ではそれ以外に必要なところについてもそれぞれの立場で責務的なところも合理的配慮の項目のところに入れたほうが良いと考えている。先ほど資料2で説明したので一つずつ条文を読み上げることは割愛するが、発信しやすい環境を整えたり、きちんと対話をするということ、建設的対話に努めること等を入れていきたい。合理的配慮をしなければならない場面として具体的な場면을条例で記載している自治体もあるが、資料1でも説明した通り、多摩市としては条例では具体的な分野については記載せず、障がい者基本計画等をはじめとする行政計画の中で示していきたいと考えている。

続いて、第7条相互理解の促進について。こちらは具体的な取組みについても入れていきたいところ。今ここに挙げているもの以外で「もっとこういうことができるのではないか」「市や事業者はもっとこういう取組みをした方が良いのではないか」という意見があれば後ほど伺いたい。

続いて第8条、第9条、市の責務、事業者・市民の責務。この項目は、他の自治体では「基本理念に則って必要なことを行う」というように、あまり細かく記載していないところが多い。しかし、市が何をすれば良いのかということはこの項目を見て分かるようにした方が良くと考え、他市に比べて量が多くなっている。こちらについては趣旨について「もっとこういうことを入れたほうが良いのではないか」等の意見をいただきたいが、本日の時間のみでは時間が足りないと思われるので、本日の委員会の中で話しきれなかったことは8月末までに意見をいただきたい。本日と8月末までにいただいた意見を踏まえ、次回の10月の委員会の際に条文案として文章にしたものを委員会の中で議論していただきたい。資料3、4の説明は以上。

【委員長】

今回は条例の細かい文言ではなく内容について意見をいただきたい。何か意見はあるか。

【委員】

第6条に入れてほしいこと。「障がい者が地域で自立した生活を送れるように合理的配慮を提供する」という内容を入れてほしい。

【委員】

第10条の相談の箇所。相談をどこで受けるか等、今後具体的なことが入っていくと思う。東京都の場合は一度電話で相談して、その後先方と話し合った結果をこちらにフィードバックするというような形をとっている。多摩の場合はどのように行うのか、どのように表記するのか、そういったところを検討いただきたい。

【委員長】

事務局から今の段階での考えはあるか。

【事務局】

相談の体制については9月の自立支援協議会で議論をしていただく予定。条例で、現場の対応を具体的にどのように進めていくかということをはり細かく入れ込むのか、「相談窓口を設ける」というように窓口の存在を示す表現にするかということは条文を整理する中で考えていきたい。

【委員】

相談窓口には弁護士等の適切なアドバイスができる者は入るのか。それとも、相談がある度に自立支援協議会が開催されるのか。それらの内容も9月の自立支援協議会で話し合うのか。

【事務局】

通常の相談窓口については市の窓口で相談を聞き、調整可能なところは調整していききたい。もし調整がつかず、もう少し解決が必要になった場合は調整委員会等を設けていききたいと考えているが、そこには弁護士の方も入る委員の構成になると思われる。9月の自立支援協議会では、どういう相談支援体制で実際に行っていくかという具体的なところも含めてお話をしたいと思っている。

【委員長】

自立支援協議会で具体的な話を行うということであったが、それをベースに条例にどこまで書き込むかということは文言案のところで検討していきたい。今の指摘は多摩市の特徴と深く関連すると思うので重要視していきたい。他に意見はあるか。

【副委員長】

自立支援協議会は障がい当事者が少ない。できれば相談体制についてもここで意見をいただいたほうが多くの意見を反映できると思う。その点を踏まえた上で進行していただきたい。

【委員長】

相談体制について、障がいのある方が差別だと感じたときにどこに相談したら良いのかがわかりにくく、比較的相談し易いような環境を設定してほしい、ということだと思う。これにどのように対応をするのかについて本日ここではなかなか議論できないと思うので、次回までにもう少しこの点について具体的なことを自立支援協議会の検討も踏まえて整理をして、条例の文言の関連についてできるだけ説明していただきたい。他に何かあるか。

【委員】

商工会議所の者です。第9条事業者・市民の責務の⑤について。「事業者は、障がい者

を雇用し、安定して働き続けられる環境を整備するよう努める」となっているが、この文言では事業者は障がい者を雇用しなければいけないのかという誤解を招くので、例えば「障がい者を雇用した場合、安定して働き続けられる環境を整備する」という文言はどうか。

【委員長】

第9条⑤の解釈。障がい者雇用促進法との関連であえて⑤をこの文面で表したというのには何か意図があるか。また、この質問に対して説明できることがあるか。

【事務局】

障がい者雇用促進法があるうえで差別解消条例に入れていくかどうかということも意見をいただきたいと思っていた。他市の例で差別解消の条例ではあるが雇用の項目に入れている自治体もある。

【委員】

後半部分の「障がい者が安定して働き続けられる環境を整備する」という部分は賛成。前半部分がこの文言だと、例えば事業者の従業員が一人や二人の小規模事業者も含まれるのではないかと思ってしまう。この文言では少し誤解が生じてしまうのではないか。

【事務局】

参考資料2の一般事業者の自由記述のところで記載しているが、従業員を増やすということ自体あまり予定していないという意見もあった。絶対雇用するということを前提にということではなく、雇用をした場合にはという表現にしていきたい。

【委員長】

第9条⑤は障がい者雇用促進法の確認をするような内容にするのか、もしくは障がい者雇用促進法で述べているのであえて条例で述べる必要はないのか、その辺の整理をしていただければと思う。

【副委員長】

商工会議所の方に質問。「この文言だと障がい者を雇わなければいけないと思う」と発言していたが、そのように思うということは、雇う場合に何か困る点はあるのか。「雇わなければいけない」とプレッシャーに思ってしまう要因になるものは何なのか教えてほしい。

【委員】

私が修正してほしいと思ったのは文言・表現。障がい者を雇用できる事業所もあれば、事業規模等さまざまな事情で雇用できない事業所もある。「事業者は、障がい者を雇用

し、」という文言をそのまま解釈すると少し誤解を招くのかなと思ったので、「障がい者を雇用した場合には」という表現を提案した。

【副委員長】

障がい者も健常者も働く権利がある。健常者が働く場合も、その人が困らないような合理的配慮は各事業所でしていると思う。一方、障がい者を雇う場合は合理的配慮をすることが強制的に感じるくらい合理的配慮が成されていない。事業者が「障がい者を雇わなくてはいけない」というプレッシャーを感じてしまうということを聞いた当事者は「そんなに障がい者を雇うことはプレッシャーなのか」という差別的なものを感じてしまったので意見を言わせていただいた。

【委員】

第9条⑤について。障害者雇用促進法においては企業の規模に関わらず全ての事業主に、障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の義務を規定しているのでその旨の文言は入れて良いと思う。

【委員長】

障害者雇用促進法において、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の義務が規定されているが、企業は採用の際に法定雇用率を意識するはず。法定雇用率と文言の整合性が読み取りにくい。「法定雇用率で定められている以上に多摩市の条例が障がい者雇用を義務付けている」という印象にならないような文言に修正する必要がある、というのが恐らく事業者側の意見。雇用場面における差別の禁止は障害者雇用促進法で定められている。その細かい書き込みを条例の中で書いていくと、ものすごく細かい説明になってしまうので、障害者雇用促進法との整理を明確にした上で、雇用した後にはできるだけ、安定して働き続けられる環境を整備すること（すなわち合理的配慮）をきちんとすることを明記するという整理をしていただければと思う。

その他何か意見はあるか。

【委員】

第6条④「市・事業者は、障がい者から必要な配慮について伝えられたときに、きちんと話を聞き、対応すること」とあるが、「きちんと話を聞く」というのは当然のこと。「きちんと話を理解し」という表現等に修正した方が良いと思う。

【委員】

第7条相互理解の促進の項目に「子どもに対して」というものがあるが、子どもに対しての支援として教育の場の保障ということをどこかに打ち出していく必要があると思う。障害があることで教育の場が制限されてしまうことや、行き場がなくて引きこもってしまっている子どもに対する対応等が多摩市だけでなく各市で課題になっている。ど

こに入れたら良いかは分からないが、教育の場の保障ということでどこかに盛り込んでほしい。

【委員長】

第7条には「事業者・市民に対して」「市職員・教職員に対して」「子どもに対して」という項目があるが、これは今後も項目としてこの文言でいきたいという趣旨か。それとも領域として「大まかにはこのような感じ」ということでの提案か。

【事務局】

実際の条例には「事業者・市民に対して」「市職員・教職員に対して」「子どもに対して」という項目は書かない予定。今は領域としてこういうものが挙げられるということで書かせていただいた。

【委員】

一般児童に対する差別の理解・相互理解を進めることに合わせて、当事者に対する支援ということをもう少し入れても良いのではないかと思った。

【委員長】

本人や親が望む教育形態で教育を受けられる権利について少し言及したほうが良いのではないかという意見。本日は文言までは整理できないが、他の自治体の条文をよく読むと、強く言及しているもの・弱く言及しているもの、様々ある。具体的に提案していただければ盛り込みやすいと思う。

【委員】

教育センターの者です。今お話いただいたことについて。法律に基づいて、多摩市の小中学校の就学にあたっては望ましい教育環境の提案はさせていただくが、最終的には保護者の意見を踏まえた上で通常の学級の就学もある。法律との兼ね合いも含めて文言の整理をしていきたい。

【事務局】

今お話いただいたことは教育を受ける合理的配慮の部分になるかと思う。それをどこまで細かく条例に明記していくかというところ。市の条例の方向性のところで、詳細は行政計画のほうに入れていきたいという話をさせていただいた。しかし、ここで意見として出たので皆様の意見をいただきながら整理していきたい。

【委員長】

他に意見はあるか。

【副委員長】

他の自治体では合理的配慮について細かく具体的に記載されている中で、多摩市は細かく書かないというのはどうかと思う。合理的配慮は多岐に渡るのもう少し明確に記載したほうが良いのではないか。

【事務局】

他の自治体では立川市や別府市で合理的配慮を具体的に記載している。貴重な意見としていただくが、市での考えでは資料 1 で説明した通り、行政計画の方で具体的に示していきたいと考えている。ただ、他の市では書いてある中、まったく入れないというところでは多摩市は弱いのではないかという意見だと思う。先ほどの教育の分野も含めて、もう一度文章にしたものについてまた意見をいただきたい。

【副委員長】

行政計画と言っていたが、これはどのようなタイミングで更新されるのか。

【事務局】

障害福祉課の行政計画である障がい者基本計画・障害福祉計画というところに入れたいと考えている。他の所管課にもそれぞれ計画があり、5 年等、計画の期間があるものになるが、計画の更新のタイミングで順次入れ込むことを他の課にもお願いする。障がい者基本計画については 6 年の計画になっており、現在 2 年目。障害福祉計画については 3 年間の計画で現在 2 年目、来年改定の作業がある。場合によっては障がい者基本計画についても見直していくことも考えている。

【副委員長】

合理的配慮は日々改善していく必要があるもの。2 年や 3 年の更新が待てないものもある。従って、合理的配慮の項目にもう少し具体例を書く必要があると思う。

【委員長】

多摩市は障がい者基本計画は 6 年、障害福祉計画は 3 年で策定し直しているが、それは別々の会議で検討しているのか。

【事務局】

同じ委員会で検討している。6 年と 3 年の計画であるので、平成 30 年（平成 29 年度）に障がい者基本計画・障害福祉計画の改訂を同じ委員会でやった。障がい者基本計画・障害福祉計画の改訂のタイミングは同じこともあれば違うこともある。

【副委員長】

例えば防災に関して。今現在の障がい者の災害対策については遅れているところがある。

いつ起こってもおかしくない災害に備えるため、合理的配慮が予め条例の中で決められていないと本当に災害が起こったときに困る。防災に限った話ではない。日常生活の中で必要な合理的配慮も含まれる。そこは明記しておかないと当事者としては不安になる。

【委員長】

防災、住宅、教育の問題については少し具体的な内容が含まれた方が良いという意見があったことについてはおさえておきたい。他に意見はあるか。

【委員】

相互理解に関して。相互理解のための場所を設けるだけだとインパクトが弱い。また、お互いを知ることは必要だと思うが、差別解消条例ということなので、やはり「障がい者の理解をお願いします」という形を押し出した方が良いと思う。「お互いに理解する」だと少し弱い。

【委員長】

相互理解の促進について、第 7 条⑥で「市は、障がいのある人となない人又は障がいのある人同士の交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進する。」とあるが、今の意見は、相互理解の機会を設けて促進するだけではなく、市が積極的に教育・啓発を行うようにした方が良いという趣旨で良いか。

【委員】

はい。

【委員長】

具体的な内容を条例の中でどのように書き込むのかということは文言の検討の際に議論していく。他に意見はあるか。

【事務局】

お互いに知るということではなく、市が障がい者のことを理解するよう進めていくことを全面的に出した方が良いのではないかという意見に対して、補足で説明させていただきたい。アンケートの中で、障がいのある方から困っていることの発信があれば手助けできたのにという声があったのでこのような表現にしたが、先ほど、障がいがある方からの発信が難しいという意見もいただいた。障がいのある方に健常者がもっと近づいていけるような環境を市としてつくっていかなければならない。困っていることを発信できる障がい者の方は、発信していただくことで気付けることもあるかと思うが、まずは困っている人がいれば声を掛けられるようなまちにしていきたい。そのために障がいのある方がどのような場面で困っているのか、もう少し積極的に障害理解をすすめるようなことができたらと思う。「お互いに」という表現について、庁内の委員会でも「ここ

はもう少し表現を工夫した方が良いのではないか」という話が出た。そこの辺りをもう少し工夫したいと思う。

【委員】

相互理解に関して。6月にあったワークショップは自身も参加したが、とても良い相互理解の場になったと思う。私のグループでは、スーパーの管理者の方が興味を持って参加していたり、膝の悪いお年寄りの方が「何かできることがないか」と思って参加していた。ワークショップを定期的に行う・出前講座を引き続き行う・リーフレットの普及を行うことが相互理解に繋がるのではないか。

【委員長】

他に何か意見はあるか。

私から事務局に確認したいことがある。第3条の基本理念について、今回は触れなくて良いか。

【事務局】

第3条の基本理念については9月の権利擁護専門部会の方で議論していただく。今回記載しているのは前回の権利擁護専門部会にて自立ステーションつばさから提案していただいたもの。このような趣旨を入れたほうが良いという意見があれば伺いたいが、9月の権利擁護専門部会後の10月の差別解消条例検討市民委員会にて詳細の議論をしていただく予定である。

【委員長】

現段階で、基本理念について何か意見はあるか。不当な差別・合理的配慮の不提供だけでなく、障がい者が差別だと感じることもなくしていきたいという方針であったが、その旨についてはここに入れる予定で間違いはないか。

【事務局】

その方針でいる。「差別と定義されている事柄以外にも、障がい者の生きづらさや思いを理解して差別解消に取り組んでいくこと」「相互理解が差別解消の取組みの根幹にあること」「相互理解を深め、共に暮らしやすいまちをつくるように努めること」を盛り込みたい。

【委員長】

第3条基本理念について、他に意見はあるか。

【副委員長】

多摩市の条例の目玉にしたいところという所で「障害理解を深める啓発活動」が挙げら

れていた。相互理解の促進の項目の条文では具体的な内容が必要かと思う。

【委員】

第7条 相互理解の促進④では市職員・教職員に対して「市は、市立小中学校の教職員が障がい者に対する支援を適切に行うため、障害及び障がい者について理解を深めるために必要な施策を実施する」とあるが、第9条の事業者に対しても、このような内容を規定してみてもどうか。

【委員長】

第9条 事業者・市民の責務のところ、事業者が「障がい者に対する支援を適切に行うため、障害及び障がい者について理解を深めるために必要な施策を実施するよう努める」という内容を入れたらどうかという意見。これは事業者だけでなく、様々な所で率先して行っていく必要があると思う。その他何か意見はあるか。

(特に意見なし)

今日は限られた時間で気付いた点を発言していただいたが、8月末までに意見を挙げていただき、それをベースにして、趣旨としてではなく、条例としての基本的な文言案を多摩市が準備をして、文言について皆さんに議論をしていただくことになると思う。その過程で若干の構成の変更等が生ずると思われるが、予めご了承ください。

8月末までに意見を挙げる方法として、電話・メール等、事務局側で指定する方法はあるか。

【事務局】

特に連絡手段は問わない。

【委員長】

次の10月の委員会では文言案が出て、その文言についての具体的な検討になるので少し早めに資料をいただくと有難い。文言についての具体的な検討は1回で完結させることは少し厳しいように感じる。10月以降のスケジュールを伺いたい。

【事務局】

10月以降は、10月、11月、12月の3回、条文について議論していただく会議がある。12月に第7回障がい者差別解消条例検討市民委員会を開催するが、その後、出来るだけ早くパブリックコメント・市民意見の募集に入りたいと考えている。第7回は素案としては最終の議論ということで、10月、11月が主に修正意見をいただく会になると考えている。

【委員長】

12月が最終案をつくる会議になるので10月の最初の検討が重要になる。皆さんの挙げ

5. 閉会	<p>た意見がどのように取り込まれているのか、10月の委員会で確認したい。 それでは、多摩市障がい者差別解消条例構成案についての議論も終了する。これにて議題は終了した。事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>【事務局】 2点ほど連絡。 1点目、今後の委員会の日程について。次回第5回は10月2日（水）18時30分から、本庁舎3階、301・302会議室で行う。第6回は11月5日（火）、第7回は12月4日（水）、第8回は2月26日（水）を予定。時間等はメールにて連絡する。 2点目、第3回の要点録は8月28日までに事務局に連絡を。</p> <p>【委員長】 以上をもって、第4回多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会を終了する。</p>
-------	---